

## 1. 総合事業の目的・要点

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。

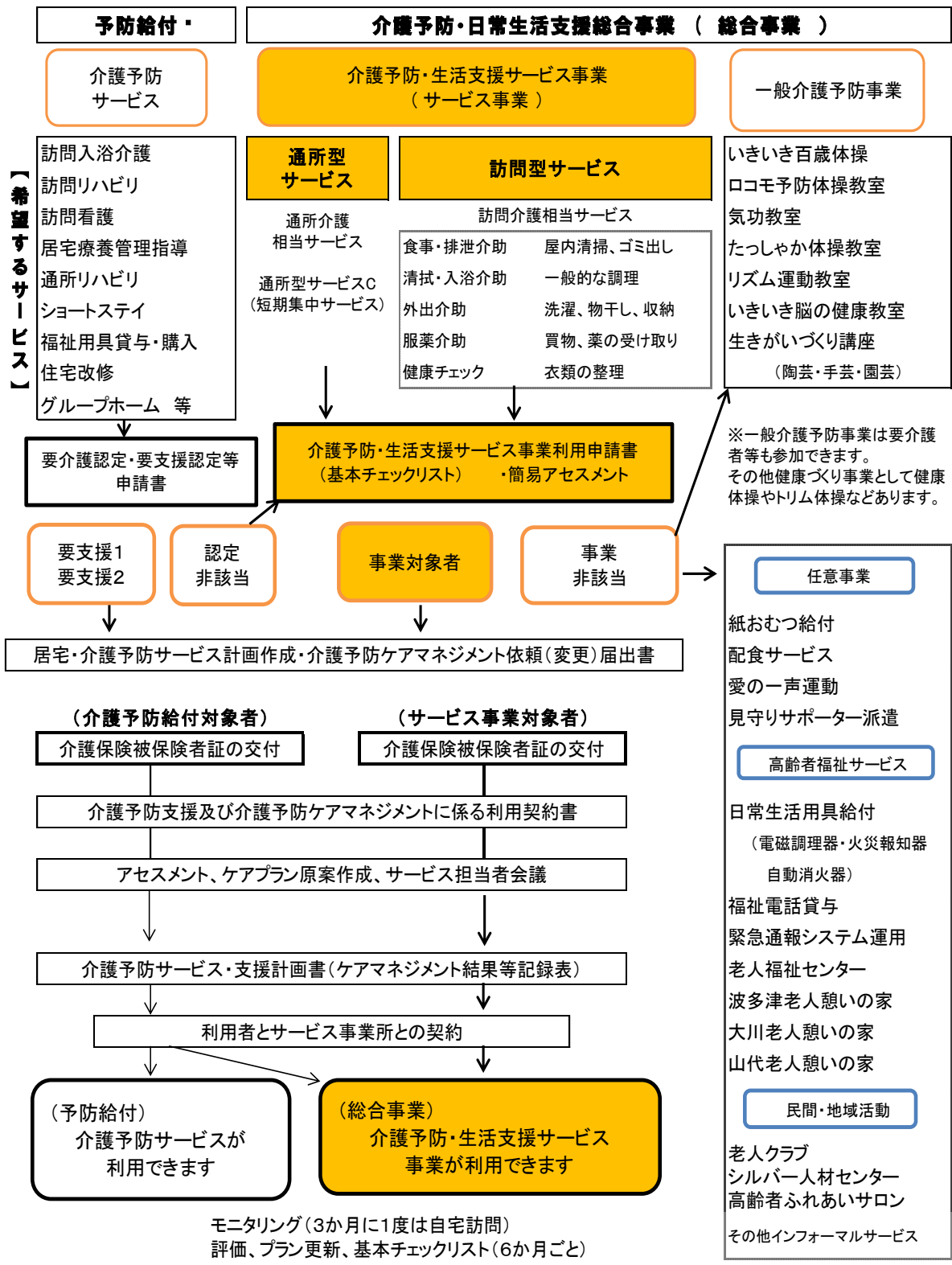
介護予防・日常生活支援総合事業（以下『総合事業』という）は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。

従来予防給付として提供していた全国統一の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合事業に移行する。

（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 平成27年6月5日＝「以下、ガ」より抜粋P1）

## 介護予防給付・総合事業利用までの流れ(65歳以上の人)

介護予防や日常生活支援等に関する相談窓口  
 長寿社会課高齢福祉・介護認定係 地域包括支援センター



## <要点>

平成29年4月から『介護予防・日常生活支援総合事業「以下、総合事業」』（●介護予防・生活支援サービス事業「以下、サービス事業」、●一般介護予防事業）を開始する。

訪問介護、通所介護のみを希望する場合は、要介護認定の申請を経由せず、基本チェックリストに該当した場合はサービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）が利用できる。

明らかに要介護認定が必要な場合、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合、希望するサービス量が5,003単位を超える場合（要支援2以上の認定が必要）、第2号被保険者（40歳～64歳）は要介護等認定の申請を行う。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下『サービス事業』という）のみを利用する場合は、要介護認定を省略して基本チェックリストで判断する。
- (2) 『サービス事業』以外の以下のサービス※を利用する場合は、予防（介護）給付によるサービス提供となるため要介護認定を受ける。（地域密着型サービス、居宅療養管理指導のみ利用の場合も同様）

※訪問入浴介護・訪問リハビリ・訪問看護・居宅療養管理指導・通所リハビリ・短期入所生活（療養）介護・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修費の支給・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護

- (3) 要介護認定等申請と同時に基本チェックリストを実施した場合  
要介護認定等申請とあわせて基本チェックリストを実施した場合は、基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て利用する。  
その後『要介護1以上』の認定がなされた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、サービス事業によるサービスの利用を継続することができる。【ガP65】【QA H26.9.30 第6問21 P54】
- (4) 要介護認定等申請とあわせて予防給付の暫定プランを作成する場合  
要介護認定等申請とあわせて、サービス事業による訪問型サービスや通所型サービス等の利用を開始する場合は、現行の予防給付の様式で介護予防ケアマネジメントを実施する。【ガP65】

## 【基本チェックリストについての考え方】

### 【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談にに応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がって	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば

	いますか	「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渴きが気になりますか	口の中の渴きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出しますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない

		場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	

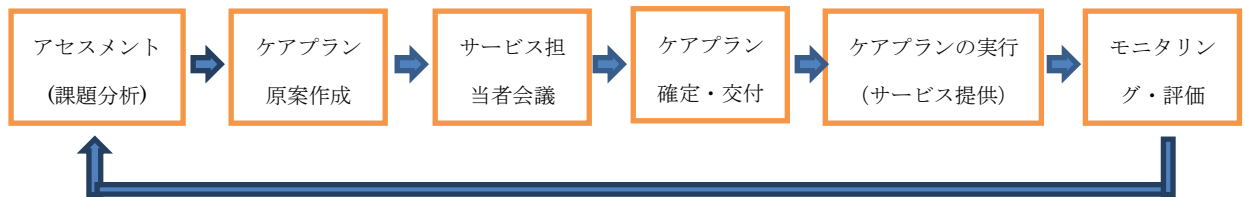
【事業対象者に該当する基準】

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No.12を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

## 2. 介護予防ケアマネジメントの考え方



【ガP66～】

○介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

○地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。

○新しい総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

○このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。

注) ケアプランの自己作成は想定されていない。

【ガP69】

【ガP74～】

○総合事業のケアプランは、高齢者が自らのケアプランであると実感できるものでなくてはならず、その目標は、達成可能でしかも本人の意欲を引き出せるよう明確に設定される必要がある。そのためには、①かつて本人が生きがいや楽しみにしていたこと

(しかし今はできなくなったこと)で、②介護予防に一定期間(例：3か月)取り組むことにより実現可能なこと、そして③それが達成されたがどうか具体的にモニタリング・評価できる目標とすることが望ましい。設定された目標はサービス提供者に共有され、目標の達成に役立つプログラムが実施されなければならない。

○生活意欲が低下している高齢者等については、具体的な目標を表明しない場合も少なくない。その際、ケアマネジメント等において、高齢者等の興味・関心に気付くヒントを得るためのツールとして、「興味・関心チェックシート」が開発されているので、その活用も一つの方法である。

【ガP78～】

○介護予防は終わりのない取組であり、事業の利用が終了した後も、高齢者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。介護予防とは単に総合事業その他市町村事業だけでなく、家庭でのセルフケアや地域での様々な支援をも含むものであるから、総合事業の直接の関係者のみならず、地域の支え手である民生委員や老人クラブ、自治会町内会等の役割も重要であり、それらの多様な主体が高齢者の継続した取組を支援するため、「地域が目指すべき目標」について「規範的統合\*」が図られていくことも重要である。

\*「規範的統合」＝地域内の専門職や関係者に共有されることを表す表現。

○目標が達成でき事業を終了した場合も高齢者がセルフケアを継続できるよう、一般介護予防事業の紹介等、必要な情報提供、アドバイスを行うことが不可欠となる。

【ガP79～】

○介護保険法第4条第1項において「国民の努力及び義務」※として示されているように、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められている。

※国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

○高齢者自身が、必要な支援・サービスを選択し利用しながら、自らの機能を維持向上するよう努力を続けるためには、分かりやすい情報の提示、専門職の助言、支援・サービスの利用による効果の成功体験の蓄積・伝達が求められるとともに、自ら健康を保持増進していく過程に対する動機をもち、必要な知識を持った上で自らの行動を変え、成果を実感できる機会の増加が必要である。



### 3. 伊万里市の取り組みについて（3事業所共通）

訪問型サービスは『現行の訪問介護相当』、通所型サービスについては『現行の通所介護相当』に加え『通所型サービスC（短期集中サービス）』を実施。

#### （1）『介護予防給付』から『サービス事業』への移行

被保険者証には有効期間満了日まで要支援1または要支援2と標記されているが、サービスとしては平成29年4月より『現行の訪問介護相当・現行の通所介護相当』の利用となるため、請求コードは下記のとおりとなる。

##### <コード>

- ・61→A1（訪問介護みなし）
- ・65→A5（通所介護みなし）

##### <平成27年4月以降開始事業所のコード>

- ・61→A2（訪問介護）
- ・65→A6（通所介護）

#### （2）『要支援』から『サービス事業対象者』への移行時期

『訪問介護・通所介護』のみを利用する場合は、有効期間が平成29年3月の満了の場合、満了日60日前（平成29年2月1日）より基本チェックリストを実施し、該当すれば『事業対象者』とする。（有効期間は設定しない）

【QA H27.8.19 第7問1 P 17】

#### （3）支給限度額

サービス事業対象者は要支援1の限度額を基本とする。

5,003単位を超えるサービスを利用する場合は、要支援2以上の認定が必要。

【QA H26.9.30 第6問1 9 P 53】【QA H27.2.4 第6問6 P 6】

#### （4）サービス事業の単価

平成28年度同様、包括単価（月額）とし、1回分の単価（出来高払い）は設定しない。

#### （5）利用者負担割合

原則1割、一定以上所得者は2割負担とする。（施行規則第140条の63の2第1項）

【ガP108】【QA H26.9.30 第6問1 6 P 52】

**(6) 高額介護サービス費相当事業等支給【QA H26.9.30 第6問20P54】**

① 高額介護サービス費相当事業支給（世帯）

総合事業の『サービス事業』も対象とする。

② 高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給（世帯）

総合事業の『サービス事業』も対象とする。【QA H27.2.4 第6問8P12】

**(7) 他保険者からの転入時の要介護等認定の継続について（転入継続）**

転入継続については、以前の結果を参考にすが、状態の把握のためにも基本チェックリストは実施する。【QA H27.1.9 第4問4P13】

**(8) 住所地特例施設**

施設所在市町村に介護予防ケアマネジメント依頼届出を提出する。

【QA H27.1.9 第4問7P16】【QA H27.1.9 第6問1P23】

**(9) 生活保護（第2号被保険者）のケアマネジメント費**

生活保護法の改正も行われ引き続き総合事業の負担もなされる。2号の場合、要介護認定が必要となり請求は今までとおり佐賀県国民健康保険連合会（以下「国保連合会」）経由でできる。（地域包括支援センターが直接担当する）

**(10) 原子爆弾被爆者に対する公費助成**

対象とする。【ガP114】

**(11) 苦情処理の機関**

長寿社会課介護給付係・国保連合会【ガP131】

**(12) 要支援認定の有効期間**

総合事業導入により要支援認定の有効期間は、一律に、原則12か月。（24か月まで延長可能となる）【QA H27.8.19 第7問2P18】

申請区分等		原則の 認定有効期間	認定可能な 認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3～12か月
区分変更申請		6か月	3～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3～12か月 24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月 12か月	3～12か月 24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月 12か月	3～12か月 24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3～24か月

## 4. 伊万里市の取り組みについて（居宅介護支援事業所）

### （1）介護予防ケアマネジメントの委託

介護予防支援と同様に介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所に委託可能となっている。【QA H27.8.19 第4問1 P 5】  
平成29年3月に委託契約書様式12、様式15を発送予定。

### （2）介護予防ケアマネジメントの種別

総合事業の『現行の訪問介護・通所介護サービス』のケアマネジメントの種別としては、介護予防ケアマネジメントAとなる。

### （3）介護予防ケアマネジメントの逡減制度

介護予防マネジメントは、委託する場合、居宅介護支援費の報酬の逡減制度に含めない。ただし、適正な実施が確保されるよう考慮する。【QA H27.3.31 第6問5 P 8】

### （4）サービス事業利用申請から給付管理まで

#### 1) 相談・サービス事業利用申請（代行で申請可）

新規の場合は、相談の目的や希望するサービスを聞き取り、サービス事業、要介護認定申請、一般介護予防事業について説明する。

総合事業の説明の際には、サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、「要介護認定を省略して基本チェックリストを用い、事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること」、「サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な場合は要介護認定等の申請が可能であること」を説明する。

あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、「効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること」、「ケアマネジメントの中で本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後はより自立に向けた次のステップに移っていくこと」を説明する。

#### 2) 申請書の記入

サービス事業利用申請書様式1、基本チェックリスト様式1（裏面）、簡易アセスメント様式2に記入し長寿社会課 高齢福祉・介護認定係に提出。

入院中で来所できない場合などは、家族の来所や居宅介護支援事業所の代行も

可能とする。【QA H27.1.9 第4問2 P 1 1】(基本チェックリスト記入方法参照)  
 基本チェックリストに該当しなかった場合は、一般介護予防事業の案内、対象者により要介護認定申請受付を行う。

要介護認定を受け非該当であった場合で、基本チェックリストを実施し該当した場合は、サービス事業対象者とすることができる。該当しなかった場合は一般介護予防事業等を検討する。

【QA H27.1.9 第4問1 1 P 2 0】【QA H26.9.30 第4問1 2 P 3 9】

### 3) 委託の依頼

代行申請や現在担当している居宅介護支援事業所がある場合などは介護認定審査会の翌日（水曜日）に介護予防支援の依頼とあわせて電話で担当の有無の問い合わせを行う。


### 4) 『居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書』の提出

様式3を提出。（提出後1週間を目途に被保険者証が被保険者に郵送される）被保険者証にはチェックリスト実施日、地域包括支援センター名、委託事業所名が記載される。

\* 要支援から事業対象者、事業対象者から要支援になった場合は提出の必要はありません。

（セルフケアマネジメントの推進のため介護予防に関する情報を配布）

【QA H27.1.9 第4問5問6 P 1 3】【ガP 6 5】

(一)		(二)		(三)	
<b>介護保険被保険者証</b>		要介護状態区分等	要介護状態区分等	内容	期間
認定年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	給付制	基本チェックリスト実施日
認定の有効期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	区分支給限度基準額	居宅介護支援事業	届出年月日 平成 年 月 日
居宅サービス等		平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり	サービスの種類	種類	名称
(うち補給支給限度基準額)		サービスの種類	種類支給限度基準額	介護保険	入所等年月日 平成 年 月 日 退所等年月日 平成 年 月 日
被保険者		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		施設等	名称
番号				種類	名称
住所				種類	名称
フリガナ				種類	名称
氏名				種類	名称
生年月日	年 月 日			種類	名称
交付年月日	平成 年 月 日			種類	名称
保険者番号	412056			種類	名称
並びに保険者の名称及び印	佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 伊万里市			種類	名称
				種類	名称

【支給限度額と利用回数】

		事業対象者	要支援1	要支援2
支給限度額		50,030 円	50,030 円	104,730 円
利用回数 ・ 単価	訪問型サービス	週1回程度 11,680 円 週2回程度 23,350 円 週2回を超える利用 37,040 円 初回加算 2,000 円	週1回程度 11,680 円 週2回程度 23,350 円 [加算]同左	週1回程度 11,680 円 週2回程度 23,350 円 週2回を超える利用 37,040 円 [加算]同左
	通所型サービス	(週1回程度を目安) 16,470 円 (週2回程度を目安) 33,770 円 [加算] 生活機能向上 1,000 円 運動器機能向上 2,250 円 栄養改善 1,500 円 口腔機能向上 1,500 円 他加算あり	16,470 円  [加算] 同左	33,770 円  [加算] 同左

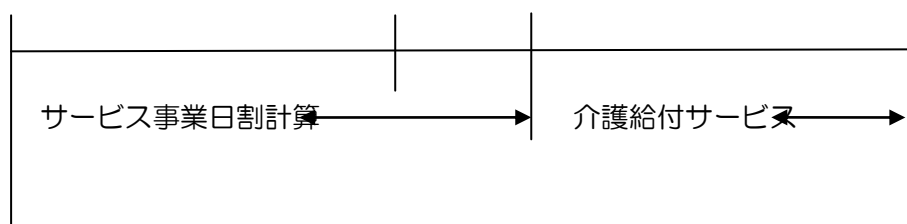
(注) 通所型サービスの利用回数の目安として 16,470 円は週1回程度、33,770 円は週2回程度としますが、利用事業所によって回数が多い場合もあります。

基本チェックリストで該当

要介護認定申請

認定日

介護給付サービス開始日



## 5) 介護予防ケアマネジメントA実施・利用者との契約

### ①アセスメント

『新予防給付・総合事業 利用者基本情報』様式4・アセスメント（事業所独自様式で可）・興味・関心チェックシート様式5 『基本チェックリスト』（プラン見直し時）様式6 記入

### ②ケアプラン原案作成

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）様式7を作成。プランの期間は6か月以内。

（注）単に困りごとに対して補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要。興味・関心チェックシートを参考にする。【ガP66】【ガP71】

### ③サービス担当者会議

### ④利用者と地域包括支援センターとの利用契約

要支援で通所介護、訪問介護を利用されていた場合、再度地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメントの契約が必要。『介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用契約』（重要事項説明含む）様式11【QA H26.9.30 第4問6P30】

### ⑤ケアプラン確定・交付（利用者・サービス提供事業者へ写しを配布）

### ⑥モニタリング

3か月に1度はモニタリングのための自宅訪問を行い、それ以外の月は通所での面談や電話で状況を確認してよい。

【QA H27.1.9 第4問8P17問10P20】

### ⑦経過記録

『介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）』様式8に経過を記入する。

### ⑧給付管理票の提出

【提出1】介護予防支援集計表（介護予防給付を含めたサービスを利用）様式13

添付①給付管理票（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費明細書）様式14

【提出2】介護予防ケアマネジメント事業集計表様式16

添付①給付管理票（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費明細書）様式14

添付②介護予防ケアマネジメント委託料請求書様式17

添付③介護予防ケアマネジメント実績報告書様式18

注)・限度額内サービス事業と限度額外の居宅療養管理指導を利用している場合は、介護予防ケアマネジメント費の請求とする。給付管理票には、居宅療養管理指導の項目を記入し、単位数を空欄にする。

・月途中までサービス事業利用者であったが、要介護1の認定結果が出た場合、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成する。支給限度額管理は包括と連携をとる。

◎『介護予防ケアマネジメント費』の請求

『介護予防ケアマネジメント費』は、国保連合会より地域包括支援センターへ一括で支払われるため、居宅介護支援事業所は、以下の提出様式にて市へ請求する。【QA H26.9.30 第6問14P50】(QA削除)【QA H27.2.4 第6問7P7】【ガP65】

	支給 限度額	サービス利用パターン	ケアマネジメント費	有効 期間	提出様式
事業 対象者	5,003 単位 ※例外あり	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費(A) 3,870円 初回加算2,700円	なし	様式14 様式16 様式17 様式18
要支援1	5,003 単位	予防給付のみ	介護予防支援費 初回加算	あり	様式13 様式14
		予防給付+総合事業			
		総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費(A) 3,870円 初回加算2,700円	原則 12ヵ月 (3~24 ヵ月)	様式14 様式16 様式17 様式18
要支援2	10,473 単位	予防給付のみ	介護予防支援費 初回加算	あり	様式13 様式14
		予防給付+総合事業			
		総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費(A) 3,870円 初回加算2,700円	原則 12ヵ月 (3~24 ヵ月)	様式14 様式16 様式17 様式18

○初回加算は、①新規の場合②2か月経過した場合③要介護から要支援またはサービス事業対象者になった場合に算定。【QA H27.1.9 第4問1 3P 22】

○要支援1・2からサービス事業対象者に移行した場合、またその逆の場合も初回加算は算定できない。

#### ⑩ 評価

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）サービス評価表 **様式9**を記入する。

#### ⑪ ケアプラン更新

### 6) 地域包括支援センターへ書類提出

#### (1) 初回作成時

- ①新予防給付・総合事業 利用者基本情報
- ②興味・関心チェックシート
- ③介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）
  - ・期間は利用者の心身の状況に応じて、長くても6ヶ月以内。
- ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録
- ⑤利用票・利用票別表（初回・更新・変更時のみ作成、押印要）5,003単位内
  - ・利用者への毎月分の利用票配布については、希望する利用者のみとする。
- ⑥介護保険被保険者証の写し
- ⑦介護保険負担割合証の写し

#### (2) 2回目以降の作成時

- ①介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表
- ②新予防給付・総合事業利用者基本情報  
（認定有効期間や緊急連絡先等の変更時に提出）
- ③介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）
- ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（前回提出後からの記録）
- ⑤基本チェックリスト
- ⑥興味・関心チェックシート
- ⑦利用票・利用票別表
- ⑧介護保険被保険者証の写し
- ⑨介護保険負担割合証の写し



## 5. 伊万里市の取り組みについて（訪問・通所介護事業所）

### 訪問介護相当サービス（訪問型サービス）及び通所介護相当サービス（通所サービス）

#### （1）事業の実施方法

訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについては、介護保険法の規定に基づき、伊万里市が指定した指定事業者によりサービスを提供する。

#### （2）事業者の指定

サービス事業所の指定については、平成27年4月の段階で登録されている事業所はみなし指定となっているが、それ以降の開設の場合、介護給付係に届出が必要となる。みなし指定を受けた事業所は、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、指定の更新を受ける必要がある。【QA H26.9.30 第7問6問7P67】

#### 1) 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業者（みなし指定事業者）

- ①みなし指定については、平成27年4月1日に総合事業の指定を受けたものとみなされる。
- ②みなし指定の効力の範囲は、全国市町村に及び。
- ③みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなっており、総合事業を開始する時点（平成29年4月1日）での指定に関する申請は不要。
- ④指定の更新については、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合は、伊万里市から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

（※具体的な手続き方法については、後日改めてお知らせします。）

#### 2) 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業者

- ①みなし指定については適用されない。
- ②事業者の指定について
  - ・伊万里市の総合事業での訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスを提供するためには、平成29年3月31日までに、申請により伊万里市の新規指定を受ける必要がある。

- ・②の新規指定は、事業所所在市町村（伊万里市）以外の市町村の被保険者（他市被保険者）が利用している事業所は、当該他市町村にも新規指定申請が必要。
- ・新規申請書類の様式等は、3月中旬を目途に伊万里市のホームページに掲載する。

### (3) 変更届等の様式について

指定内容に関する変更届や、体制届、過誤申立書の様式についても様式が変わる。新様式は、3月中旬を目途に伊万里市のホームページに掲載する。

#### ●掲載場所（予定）

【伊万里市のトップページ＞市の組織＞市民部＞長寿社会課＞介護事業者の方へ＞総合事業に関する様式等について（仮題）】

### (4) 『サービス事業所』の請求

『サービス事業所』からの請求は、今までどおり国保連合会に行く。  
平成29年4月分から平成30年3月まで下記のコードで請求を行う。  
(平成30年4月以降は、A1・A5のコードは使用できない)

<コード>

- ・61→A1（訪問介護みなし）
- ・65→A5（通所介護みなし）

<平成27年4月以降開始事業所のコード>

- ・61→A2（訪問介護）
- ・65→A6（通所介護）

### (5) 訪問型サービス（みなし）のサービスコード表

※加算・減算は介護予防と同じ

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位	算定単位
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスI	イ訪問型 サービス費  (みなし)  (I)	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月に つき
A1	1113	訪問型サービスI・初任			初任提供者×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスI・同一			同一建物	1,051	
A1	1115	訪問型サービスI・初任・同一			初任提供者×70% ×90%	736	
A1	2111	訪問型サービスI日割	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38	1日に つき	
A1	2113	訪問型サービスI日割・初任		初任提供者×70%	27		
A1	2114	訪問型サービスI日割・同一		同一建物	34		
A1	2115	訪問型サービスI日割・初任・		初任提供者×70% ×90%	24		

		同一						
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 2,335 単位			2335	1月に つき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			初任提供者×70%		1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一				同一建物	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			初任提供者×70%	×90%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 77 単位			77	1日に つき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			初任提供者×70%		54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一				同一建物	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・ 同一			初任提供者×70%	×90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	事業対象者・ 要支援2(週2 回を超える程 度) 3,704 単位			3,704	1月に つき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			初任提供者×70%		2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				同一建物	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			初任提供者×70%	×90%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・ 要支援2(週2 回を超える程 度) 122 単位			122	1日に つき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			初任提供者×70%		85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				同一建物	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・ 同一			初任提供者×70%	×90%	77	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1月に つき	
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算 日割		所定単位数の15%加算			1日に つき	
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所 加算	中山間地域等における小規 模事業所加算	所定単位数の10%加算			1月に つき	
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所 加算日割		所定単位数の10%加算			1日に つき	
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等 提供加算	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月に つき	
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等 提供加算日割		所定単位数の5%加算			1日に つき	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ初回加算	200単位加算		200	1月に つき	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上 加算	リ生活機能向上連携加算	100単位加算		100		
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算 Ⅰ	ヌ介護職員処遇改善加算	(1)所定単位数の137/1000 加算				
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算 Ⅱ		(2)所定単位数の100/1000 加算				
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算 Ⅲ		(3)所定単位数の55/1000 加算				

A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算 IV	(4)訪問(3)で算定した単位数の90% 加算
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算 V	(5)訪問(3)算定した単位数の80% 加算

- 『初任提供者』＝介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合
- 『同一建物』＝事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
- 初回加算は、①新規の場合②2か月経過した場合③要介護から要支援またはサービス事業対象者になった場合に算定。
- 厚生労働省令により市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として、個別の額（サービス単価）を定めることと規定している。（施行規則140条の63の2第1項）

#### (6) 通所型サービス（みなし）の単価

※加算・減算は介護予防と同じ

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位	算定単位	
種類	項目						
A5	1111	通所型サービス1	イ通所型 サービス費 (みなし)	事業対象者・ 要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・ 要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割			111 単位	111	1日につき
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提 供加算	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算		所定単位の5%加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加 算日割			所定単位の5%加算		1日につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受 入加算	若年性認知症利用者受入加 算		240 単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住す る者又は同一建物から利用 する者に通所型サービス(み なし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加 算	ロ生活機能向上グループ活 動加算		100単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上 加算	ハ運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ栄養改善加算		150 単位加算	150	

A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	へ選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上 480 単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算		ト事業所評価加算		120単位加算	120
A5	6107	通所型サービス提供体制加算 I 11	チサービス提供体制加算	(1) サービス提供体制加算(I)イ	事業対象者・要支援1 72単位加算	72	1月につき
A5	6108	通所型サービス提供体制加算 I 12			事業対象者・要支援2 144 単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算 I 21		(1) サービス提供体制加算(I)ロ	事業対象者・要支援1 48 単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算 I 22			事業対象者・要支援2 96 単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算 II 1		(1) サービス提供体制加算(II)	事業対象者・要支援1 24 単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2 48 単位加算	48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算 I		リ介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 59/1000 加算		
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 43/1000 加算				
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 23/1000 加算				
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90%加算				
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算 V	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80%加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位	算定単位
種類	項目		イ通所サ ービス費  (みなし)	事業対象者・要 支援1	1,647 単位  54 単位	定員超過の 場合×70%		
A5	8001	通所型サービス1・定超						
A5	8002	通所型サービス1日割・定超	38	1日につき				
A5	8011	通所型サービス2・定超	2,364	1月につき				
A5	8012	通所型サービス2日割・定超	78	1日につき				

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位	算定単位
種類	項目		イ通所サ ービス費  (みなし)	事業対象者・要 支援1	1,647 単位  54 単位	看護・介護職 員が欠員の 場合×70%		
A5	9001	通所型サービス1・人欠						
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠	38	1日につき				
A5	9011	通所型サービス2・人欠	2,364	1月につき				
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠	78	1日につき				

○サービスの実施に当たって必ず遵守すべき基準（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニ）

○委託する際に受託者が遵守すべき基準（法第 115 条の 47 第 4 項）

○指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準（法第 115 条の 45 の 5 第 2 項）

(7) 訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の基準 【ガP101】

予防給付の基準を基本とする。

		現行の訪問介護相当のサービス(現行の基準と同様)
訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者※ 1 常勤・専従 1 以上</li> <li>・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上</li> </ul> <p>【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供責任者</li> </ul> <p>常勤の訪問介護員のうち、利用者 40 人に 1 人以上※ 2</p> <p>【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※ 1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※ 2 一部非常勤職員も可能</p>

	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)

(8) 通所型サービス(第1号通所事業)の基準【ガP101】

		現行の通所介護相当のサービス(現行の基準と同様)
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上</li> </ul> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)

**(9) 事業所評価加算**

対象となる。【QA H28.4.18 問2】

**(10) 実地指導**

長寿社会課介護給付係で実施する。【QA H26.9.30 第6問5P46】

**(11) 事故時の対応**

長寿社会課介護給付係に報告する。

**6. 地域支援事業（総合事業）**

**(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）**

【対象者】

- 1) 要支援認定を受けた方
- 2) 事業対象者（基本チェックリスト該当者）

【事業の内容】

**1) 訪問型サービス**

現行の『訪問介護相当』

**2) 通所型サービス**

現行の『通所介護相当』

『通所型サービスC（短期集中サービス）』

**3) 介護予防ケアマネジメント**

上記1) 2) のみを利用する場合のケアプラン作成

（H29廃止）生活管理指導員派遣事業、ふれあい通所サービス事業

**(2) 一般介護予防事業**

【対象者】

65歳以上の方

【事業の内容】

- 1) いきいき百歳体操教室（H28 新規）
- 2) ロコモ予防体操教室
- 3) 高齢者生きがいつくり講座（陶芸・手芸・園芸）



- 4) いきいき脳の健康教室
- 5) 高齢者閉じこもり予防教室（気功・たっしゃか体操・リズム運動）

## 7. 地域支援事業（総合事業以外）

### （1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- 1) 総合相談支援業務
- 2) 権利擁護業務
- 3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア個別会議開催、ケアプラン相談等）

### （2）包括的支援事業（社会保障充実分）

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業（H29新規）
- 2) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置等）（H29新規）
- 3) 認知症総合支援事業（H29新規）
  - ① 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム・検討委員会）
  - ② 認知症地域支援ケア向上事業（認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの開催）

### （3）任意事業

- 1) 介護給付費点検・指導事業
- 2) 福祉用具の展示・介護保険サービス相談
- 3) 高齢者紙おむつ給付事業
- 4) 介護保険住宅改修理由書作成支援事業
- 5) 配食サービス事業【QA H27.8.19 第2問2】
- 6) 愛の一声運動推進事業
- 7) 認知症高齢者見守り事業（見守りサポーター派遣事業・高齢者見守りネットワーク）
- 8) 認知症サポーター養成講座

## 8. 地域支援事業以外の高齢福祉事業

- （1）日常生活用具給付事業（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）
- （2）福祉電話貸与事業
- （3）緊急通報システム運用事業

## 様式一覧（伊万里市）

### 介護予防ケアマネジメント関係

「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成28年5月27日参考）

- 様式1 介護保険 介護予防・生活支援サービス事業利用申請書（基本チェックリスト）
- 様式2 簡易アセスメント
- 様式3 居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- 様式4 新予防給付・総合事業 利用者基本情報
- 様式5 興味・関心チェックシート
- 様式6 基本チェックリスト
- 様式7 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）
- 様式8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）
- 様式9 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）サービス評価表

### 契約書・給付管理関係

- 様式1 1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用契約書・重要事項説明書
- 様式1 2 平成29年度 介護予防支援サービス事業 介護予防サービス計画作成業務委託契約書
- 様式1 3 介護予防支援集計表
- 様式1 4 給付管理票（介護予防支援・介護予防マネジメント明細書）
- 様式1 5 平成29年度 介護予防支援サービス事業 介護予防ケアマネジメント業務委託契約書
- 様式1 6 介護予防ケアマネジメント事業集計表
- 様式1 7 介護予防ケアマネジメント委託料請求書
- 様式1 8 介護予防ケアマネジメント実績報告書